

新ごみ処理施設に係る基礎的調査結果の概要を作成しました

三鷹市では、調布市と共同で新しいごみ処理施設の整備について、平成25年度稼働を目指し、計画しています。市ではこれまで施設基本計画のたたき台である「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書」を作成し、公募市民や学識経験者などで構成する「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」で2年余り検討を行い、素案に対する答申をいただきました。

この度、この答申を踏まえ、ごみの計画処理量および答申で示された6カ所の検討対象地に対する14項目の基礎的調査が終了し、調査結果がまとまりましたので、お知らせします。今後、調査結果に基づき各検討対象地の評価を行い、適地の選定を行っていく予定です。

なお、この調査結果をまとめた「新ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る中間報告書」については、ごみ対策課（市役所5階59番窓口）で配布し、三鷹市ホームページでもご覧になれます。

AからFまでの検討対象地は、調布市、三鷹市の両市にある2ヘクタール以上の土地であること、現在の土地所有者が公共であることなどの一定の条件を満たした用地です。

（条件について詳しくは、ホームページをご覧ください。）

⇒ごみ対策課☎内線2531

1 計画処理量の調査結果

焼却対象ごみ量の予測値 236トン/日
施設規模 320トン/日

2 検討対象地6カ所に対する14項目(相対比較項目)の調査結果

調査項目・考え方		検討対象地	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
面積	2ha以上確保できること		約10.4ha	約2.6ha	約6.0ha	約34.9ha	約2.7ha	約15.1ha
道路	大型車両が通行可能な道路から距離が短いこと		16m道路に面す	30m道路に面す	16m道路に面す	30m道路に面す	16m道路に面す	22m道路に面す
所有者	現在の土地の所有者が公共であること		東京都	三鷹市・調布市・一部事務組合	国	東京都	調布市	東京都
14項目の調査項目	土地利用の現況	利用度の低い土地・施設が望ましい。	暫定の市民スポーツ施設。（利用者数は年間約12万人）災害時の広域避難場所に指定。	廃棄物処理施設や事務所、駐車場。	未利用地。今後、平成20年度を目途に土地利用計画を策定。災害時の広域避難場所に指定。	広域公園（利用者数は年間約90万人）。災害時の広域避難場所に指定。	野球場、テニスコート、プールなどのスポーツ施設（利用者数は年間約9万6千人）。	暫定の市民スポーツ施設（利用者数は年間約32万人）。災害時の広域避難場所に指定。
	土地利用規制および建設場所特有の立地規制との整合性	土地利用規制がある地区は建設が困難。工業系の用途地域が望ましい。	第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園（広域公園）であり、建設は事実上困難。	準工業地域であり、現に廃棄物処理施設として都市計画決定。	第1種低層住居専用地域であり、建設は難しい。	第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園（広域公園）であり、建設は事実上困難。	第1種低層住居専用地域かつ都市計画緑地であり、建設は事実上困難。	準工業地域であり、建設は可能。
	地形・地質	コスト面・公害対策面から有利な地形・地質を選ぶ。	地形は 傾斜3%以下。表層地質は 立川ローム層。周辺部に断層・活断層はなし。	地形は 傾斜3%以下。表層地質は 武蔵野ローム層。周辺部に断層・活断層はなし。	地形は 傾斜3%以下。表層地質は 立川ローム層。周辺部に断層・活断層はなし。	地形は 傾斜3%以下。表層地質は 立川ローム層。周辺部に断層・活断層はなし。	地形は 傾斜3%以下。表層地質は 沖積層 砂れき。周辺部に断層・活断層はなし。	地形は 傾斜3%以下。表層地質は 立川ローム層。周辺部に断層・活断層はなし。
	将来的な施設の改造、増築、建て替えなどへの対応の可能性	施設の改造、増築、建て替えなどに支障のない地区が望ましい。	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建て替えなどが可能。	現面積で、改造、増築が可能。建て替えを行う場合、その期間中、廃棄物の処理を他の処理施設で実施。	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建て替えなどが可能。	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建て替えなどが可能。	現面積で、改造、増築が可能。建て替えを行う場合、その期間中、廃棄物の処理を他の処理施設で実施。	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建て替えなどが可能。
	用地取得の実現性	公共用地でも市とほかの所有で取得の実現性が異なる。	都が整備する都市計画公園であり、土地利用計画を見直す場合は、三鷹市、府中市、調布市および都との協議が必要。用地取得費の負担は大きい。	両市および両市の関係する一部事務組合の所有地であり、用地取得上の問題なし。	国からおおむね5年程度で土地利用計画を策定するよう要請あり。国や都と協議しながら平成20年度を目途に土地利用計画を策定。	都の所有地であり、利用については、都との協議が必要。用地取得費の負担は大きい。	調布市の所有地であるが、都市緑地として計画している。現在使用するスポーツ施設の代替用地取得費の負担が大きい。	利用計画は、都が整備する下水道処理施設。土地利用計画を見直す場合には、三鷹市、府中市、調布市および都との協議が必要。用地取得費の負担は大きい。
	建築物形状への制約の有無	建築物の高さ、形状、配置等において制約を受けにくい場所が望ましい。	航空法による高さ制限が25～45m。排気の拡散効果が減少。建築物の形状や配置に制約。	建設に問題がない。	航空法による高さ制限が10～35m。排気の拡散効果が減少。建築物の形状や配置に制約。	検討地区内の一部が航空法による高さ制限が25～55m。排気の拡散効果が減少。建築物の形状や配置に制約。	建設に問題がない。	航空法による高さ制限が10～45m。排気の拡散効果が減少。建築物の形状や配置に制約。
	住居密集割合	周辺への影響を考慮、周辺住居の戸数を調査。	500m圏内に約1,800戸。	500m圏内に約3,500戸。	500m圏内に約2,500戸。	500m圏内に約600戸。	500m圏内に約2,500戸。	500m圏内に約500戸。
	周辺諸施設との距離	周辺への影響を考慮、教育・医療・福祉施設の数を調査。	500m圏内に教育・医療・福祉施設が7施設ある。	500m圏内に教育・医療・福祉施設が7施設ある。	500m圏内に教育・医療・福祉施設が7施設ある。	500m圏内に教育施設が1施設ある。	500m圏内に教育・福祉施設が3施設ある。	500m圏内に教育・医療・福祉施設が6施設ある。
	騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性	騒音・振動・悪臭などの環境保全対策への対応について。	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域。	準工業地域であり、騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域。	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域。	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域。	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域。	準工業地域であり、騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域。
	周辺他施設における車両通行状況	交通集中施設からの距離および近隣幹線道路の混雑度を調査。	調布駅周辺から1,900m以遠。接する都道の平日12時間交通量は10,678台、混雑度は1.6。	三鷹駅周辺から2,200m以遠。接する主要地方道の平日12時間交通量は18,099台、混雑度は0.8。	調布駅周辺から1,600m以遠。接する都道の平日12時間交通量は10,678台、混雑度は1.6。	調布駅周辺から3,400m以遠。接する主要地方道の平日12時間交通量は26,588台、混雑度は1.1。	調布駅周辺から1,500m以遠。アクセス路と想定される都道の平日12時間交通量は5,415台、混雑度は1.0。	調布駅周辺から2,200m以遠。アクセス路と想定される国道の平日12時間交通量は27,197台、混雑度は2.1。慢性的な道路混雑。
	収集運搬の距離	収集運搬距離は短い方が望ましい。	総トリップは、471,500m。	総トリップは、407,300m。最も短い。	総トリップは、497,700m。	総トリップは、576,900m。	総トリップは、579,900m。最も長い。	総トリップは、546,600m。
	関連施設との距離	関連施設（不燃ごみ処理施設）と近い方が望ましい。	関連施設からの距離が2,800m。	関連施設に隣接。	関連施設からの距離が3,400m。	関連施設からの距離が2,900m。	関連施設からの距離が4,800m。最も離れている。	関連施設からの距離が3,500m。
	他市町村との距離関係	他市町村との境界に近い場所は避けることが望ましい。	他市境からの距離が800m。	他市境からの距離が1,700m。最も離れている。	他市境からの距離が900m。	他市と隣接。	他市境からの距離が300m。	他市と隣接。
	両市の位置関係	両市の境界に近い方が望ましい。	両市の市境に位置。	両市の市境に位置。	両市境からの距離が600m。	両市の市境に位置。	両市境からの距離が2,800m。最も離れている。	両市境からの距離が500m。

総トリップ：各町丁界から検討対象地までの移動距離と回数の積算。

ご意見をお寄せください

より良い新ごみ処理施設を整備していくため、今回の調査結果に対するみなさんからのご意見を「〒181-8555三鷹市役所ごみ対策課」・✉gomi@city.mitaka.tokyo.jpへお寄せください。

説明会を開催します

説明会日程		
月 日	場 所	時 間
6月11日(出)	井口コミュニティセンター2階会議室	午前10時30分～正午
6月14日(火)	連雀コミュニティセンター2階大会議室	午後7時～8時30分
6月16日(木)	井の頭コミュニティセンター1階会議室	午後7時～8時30分
6月18日(土)	新川中原コミュニティセンター2階会議室	午後2時～3時30分
6月23日(木)	大沢コミュニティセンター3階会議室	午後7時～8時30分
6月26日(日)	三鷹駅前コミュニティセンター3階会議室	午後2時～3時30分
6月29日(水)	牟礼コミュニティセンター2階会議室	午後7時～8時30分
6月30日(木)	三鷹市福祉会館3階会議室	午後7時～8時30分